

1 磐田市学府一体校整備構想を問う

教育委員会は、平成27年7月に「磐田市学府一体校整備構想」を策定した。構想では、平成25年から施設分離型での小中一貫教育やコミュニティ・スクールの取り組みを中学校区ごとに段階的に導入してきた。その結果、学習指導や生徒指導、教員の指導の力の向上などで一定の教育効果をあげてきている、としている。磐田市の小中一貫教育の現状、子供たちにとって望ましい教育環境の実現、「磐田市公共施設白書」による施設老朽化への対応の3つの現状課題に対応するために学府一体校の整備が必要ということで、全市的に一体校の建設を進めることを視野に入れた「磐田市学府一体校整備構想」を策定したとのことである。構想はすべての学府(中学校区)に施設の長寿命化とともに施設一体型の小中一貫教育を導入していくとしているが、地域の教育状況の違いや毎日の安全な通学手段の確保、小学生と中学生が共用できる施設の整備、学校の大規模化等の問題があると考え。以下構想について伺う。

(1) 磐田市小中一貫教育の現状について伺う。

具体的成果として、中学1年生の英語を話すことへの抵抗感の減少とあるが、具体的な説明を伺う。

中学1年生の不登校出現数の減少とあるが、具体的に説明を伺う。
また、全体の不登校数の現状と対策について伺う。

小学生と交流することによる中学生の自己肯定感等の向上とあるが具体的な説明を伺う。

磐田市の小中一貫教育の成果は、小中一貫教育でなくても小中連携で得られると考える。見解を伺う。

教職員間での打ち合わせの時間の確保が課題だとしているが、小中一貫教育が多忙化につながっているのではと考える。見解を伺う。

(2) 学府一体校整備の必要性と有効性について伺う。

一体校により「子どものつながりを深化させることができる」とあるが、一体校でなくても可能だと考える。見解を伺う。

一体校により「学府を一体と考え、地域との協働体制を充実させることで、児童生徒のかかわりはこれまでよりも深まる」としているが、一体校により身近にあった学校が遠くなり高齢者などは逆にかかわりが薄くなると考える。深まる理由を伺う。

学府一体校は、「福祉施設や社会教育施設との融合も視野に入れている」とのことだが、具体的にどのようなことを考えているのか。敷地や施設面で課題や問題はないのか伺う。

構想では、「子供たちにとって望ましい教育環境の実現として、小規模校の問題点を解消するためには一体校が望ましい」としている。小規模校になれば統廃合を進めていくと理解していいのか伺う。

施設の老朽化への対応として、施設一体型の学校施設を建設しているといるが、敷地の確保や財源等の課題があると考え。どのぐらいの規模や予算を考えているのか伺う。

(3) 小中一貫教育、一体校化を進める上での疑問

小中一貫教育に取り組む市町村は211件、取り組みの件数は1,130件とのことであるが、施設一体校の件数を伺う。また、全市で施設一体校の教育を行う自治体は他にないと聞いているが、なぜ磐田市で前例のない取り組みを行うのか伺う。

小学校は小学校で6年間の独立した教育の良さというものがある。初等教育の良さ、大切さと、中等教育の独立性ということもある。教育課程の弾力化により小学校高学年のリーダーシップの育成が不十分になるなどの問題もあると考える。市内全ての学府（中学校区）の小中一体校では、4・3・2制等の教育課程の弾力化を行うのか伺う。

少子高齢化やグローバル化の進展に伴う国際競争の激化等、こうした激しい時代への突入へ対応すべく、全市内に一体校の建設を進めるということだが、抽象的で理解しにくい。具体的にどのようなことを言うのか伺う。

学府一体校整備の工程では、優先度の高い中学校区として「豊田中学校区」と「向陽中学校区」を挙げている。老朽化の問題を最優先にして第1段階として「豊田中学校区」とするなら全体の構想は老朽化から考えていくと思われるが、見解を伺う。

学府一体校整備工程では、第1段階、第2段階、第3段階以降と区分されているが、どのぐらいの時間の幅で整備していくのか伺う。

学府一体校により学校の統廃合が進められるが、学校統廃合は、あくまでも地域合意が前提であると考え。子どもたちにとってどんな学校がいいのか、また地域のつながりや暮らしはどうなるのかなど、親と子ども、教職員、地域住民みんなの意見が反映されるような学校づくりが求められていると考える。一方的な学校統廃合につながる学府一体校は問題があると考え。見解を伺う。

2 市民サービスの充実と安全

- (1) 平成25年2月議会で墓地使用料の不還付の見直しについて一般質問を行った。その後、平成26年2月議会でも絹村議員が同様の質問を行い、平成26年度中に方向性について結論を出すとの答弁がされている。具体的な検討状況を明らかにされたい。
- (2) 住居表示は1962年5月10日に施行された住居表示に関する法律に基づき、町をわかりやすくしたり、郵便物を配達しやすくすることを目的にした制度である。街区表示板とは日本の市区町村において住居表示を実施している区域で街区（所在地）を表示している細長いプレートのことをいい、主に電信柱や家の塀などに付いている。駅北区画整理により新たな住居表示になったが、訪問者や郵便物や宅配等の配達に街区表示板等の実施を望む声を聞く。

市として区画整理等により新しい住居表示になった地域での街区表示板や街区案内板の設置について見解を伺う。

- (3) ユニー跡地の活用について以前一般質問で取り上げた。その後庁内を挙げて考えようと産業部に投げかけているとの議会答弁があった。跡地を活用した市民サービスの充実等何らかの検討がされているのか伺う。
- (4) 熱気球による「下野部工業団地」現地見学会において天候によっては、ドローンによる空中撮影の画像により現地の状況の説明も行う、とのことである。ドローンは災害や物流など幅広い分野での利用が広がっている一方で、ドローンの危険性がにわかに問題視され規制の動きもある。ドローン使用の実態、安全対策及び規制についてどのように考えるのか、見解を伺う。